

徳川家康の文書を読む 解答

史料1 天正十九年（一五九一）十一月日 徳川家康朱印状

〔西角井家文書No.六一〇二〕

寄進 浄音寺

武蔵国崎西郡末田村之内

参石之事

右、令寄附訖、殊寺中可為不入者也、仍如件

天正十九年 辛卯

十一月日



（家康朱印「福德」、印文墨塗）

【読み下し】（本文のみ）

寄進 浄音寺

武蔵国崎西郡末田村の内

参石の事

右、寄附せしめおわんぬ、殊に寺中、不入たるべきものなり

よつてくだんのごとし

史料2 天正十年（一五八二）十一月 徳川家康判物

〔西角井家文書No.六五八四〕

甲州一蓮寺領・寮

舎・末寺并名田等之事

右如前々不可有

相違之状、如件

天正十年壬午

十一月（家康花押）

一蓮寺

【読み下し】（本文のみ）

甲州一蓮寺領・寮

舎・末寺ならびに名田等の事、

右前々のごとく相違あるべからざる

の状、くだんのごとし